

所 属	商工労働部商工政策課経済・雇用再生室		
係 名	経済・雇用再生係	内線	4701

**飲食店等に対する時短要請に係る協力金**  
(まん延防止等重点措置区域の指定によるもの)

1 事業費 7, 176, 410 ( 3,709,200 → 10,885,610 )

【財源内訳】	【主な使途】
国庫 5,741,128	交付金 7,176,410
諸収入 358,820	
一般財源 1,076,462	

2 背景・事業目的

本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されたことに伴い、要請期間の延長及び1日当たりの協力金額の増額を行う。

3 事業概要

**岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第5弾)**  
(7,176,410千円)

区分	変更前 (4/26~5/8)	まん延防止等重点措置 (5/9~5/31)
対象業種	・飲食店：居酒屋を含む飲食店、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスを除く） ・遊興施設等：バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（ネットカフェ、マンガ喫茶を除く）	
要請内容	午前5時から午後8時までの営業時間に短縮(酒類の提供は午前11時から午後7時までとすること)	午前5時から午後8時までの営業時間に短縮（終日、酒類の提供を行わないこと、カラオケ設備の利用自粛）
対象地域	① (4/26 指定) 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市 ② (5/5 追加) 中津川市、羽島市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町	
期間	①4/26 (月) ~5/8 (土) 13日間 ※4/26(月)、4/27(火)は猶予期間 ②5/5 (水) ~5/8 (土) 4日間 ※5/3(月)、5/4(火)からの協力も可	①② 5/9 (日) ~5/31 (月) 23日間 ※5/9(日)~5/11(火)は猶予期間
協力金額	・1店舗あたり2.5万円~20万円/日 ※全期間要請への協力が必要	・1店舗あたり3万円~20万円/日 ※全期間要請への協力が必要

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) (3) 工鉦業振興費 (明細書事業名) ○商工業企画費 商工業振興対策企画調整費
--